情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第１４４回）議事録

第１　開催日時及び場所

令和６年６月１３日（木）１０時００分～１０時２０分

Ｗｅｂ審議による開催

第２　出席者

（１）委員（敬称略）

大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、西村 暢史、藤井 威生、

森　亮二、矢入 郁子

（以上６名）

（２）総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、

渋谷総合通信基盤局総務課長、

堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官

（３）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第３　議題

諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について

【諮問第３１８２号】

開　　会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　　委員の皆様、おはようございます。事務局の坂平でございます。本日もお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。今現在、委員９名中６名の委員の皆様に御出席いただいておりますので、定足数に達しております。

開催の前に一言お願いをさせていただきたいことがあります。山下部会長ですが、ネットワーク接続の不備により、現在接続できていない状況であり、今回審議に出席することが難しいのではないかとの御連絡があり、また議事の進行に関しまして、大谷部会長代理にお願いしたいとの御連絡がございましたので、急きょのお願いで申し訳ございませんが、大谷部会長代理に議事の進行をお願いさせていただければと思っております。もし山下部会長が途中で接続できる状態になりましたら、事務局からお声がけをいたしますので、その時点で議事の進行を交代させていただければと思っております。

では、定刻になりましたので、電気通信事業部会第１４４回を開催したいと思います。恐れ入りますが、大谷部会長代理におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○大谷部会長代理　　おはようございます。大谷でございます。

今、事務局から御連絡がございましたように、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第１４４回を開催させていただきます。

本日はウェブ会議ということで、現在、委員９名中６名が御出席いただいているということですので、定足数を満たしていることは事務局からの御説明のとおりでございます。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言される際はマイク及びカメラをオンにしていただきまして、まず先にお名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。本日の議案は、諮問事項１件でございます。

議　　題

（１）諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【諮問第３１８２号】

○大谷部会長代理　　諮問第３１８２号、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について、総務省から説明をお願いいたします。

○大堀基盤整備促進課企画官　　おはようございます。総務省基盤整備促進課の大堀でございます。諮問第３１８２号について御説明申し上げます。資料１４４－１を御覧ください。

まず、１ページ目、諮問書でございます。令和４年改正電気通信事業法の施行に伴い、未制定でありましたブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る「支援区域」の指定に関する部分につきまして、今般、電気通信事業法施行規則等の一部を改正するものでございます。諮問根拠は電気通信事業法第１６９条第４号の規定になります。次のページから、今回の改正省令案の概要を御説明申し上げます。これ以降、資料の右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号はこちらを使わせていただきます。

１ページ目を御覧ください。

こちらが令和４年改正電気通信事業法の概要でございます。この改正法に基づきまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が創設されることになりました。次のページに、当該改正法が成立した後の検討経緯をまとめてみました。

２ページ目でございます。政省令委任事項などについて情報通信審議会において御審議いただきまして、昨年２月に答申をお取りまとめいただきました。これ以降、単に「２月答申」と呼ばせていただきますが、この２月答申を踏まえまして、政令改正及び一部の省令改正を実施いたしました。

一方で、２月答申の中で、「交付金・負担金の詳細な算定方法」などについては検討を深めることが適当とされましたので、引き続き情報通信審議会で御審議いただきまして、今年の３月にさらなる答申をいただいたところでございます。今回はこの答申及び２月答申を踏まえまして総務省令の改正を行うものでございます。なお、これまでの情報通信審議会における検討体制を図式的に描いたものが、今御覧のページでございます

ので、後ほど御参照いただければと思います。

４ページ目を御覧ください。今回の省令改正の具体的な内容でございます。主に御覧の３点ございますので、順次御説明申し上げます。

５ページ目を御覧ください。改正事項１点目です。タイトルにありますとおり、交付金の算定対象となる担当支援区域の範囲の画定になります。２月答申において、ブロードバンドサービスの役務提供継続期間は、第二種適格電気通信事業者の指定の日から起算することが適当とされました。これは短期間で撤退する事業者に交付金を交付する必要性が乏しいことから、その排除等を目的とするものでございます。よって、役務提供継続期間は原則といたしましては、現行の規定どおり、既定の規模の設備を擁して役務提供を開始した日を起算点といたしますが、第二種適格電気通信事業者に指定されて初回の交付金算定に当たりましては、第二種適格電気通信事業者に指定された日を起算点とする、とする省令改正を行うこととしております。

次に、６ページ目を御覧ください。ブロードバンドのユニバーサルサービス制度においては、全国約２３万２，０００の町字を単位区域と定めまして、その一つ一つについて支援区域か否かを一定のモデル――これを標準判定式と称しておりますが――標準判定式を用いて判断することとしております。そして、今年の８月を皮切りに、今後、毎年８月末までに支援区域の指定や解除を総務大臣が行い、遅滞なく総務省のホームページで公表することとしております。このうち、その町字における電気通信回線設備の世帯カバー率が５０％以下にとどまる地域を「未整備地域」と呼び、自治体所有の設備がある地域を「公設地域」と呼び、そして不採算な地域の中でも、特に大幅な赤字地域を加えまして、これら３つの地域を特に「特別支援区域」と称しております。今から御説明する残る２つの改正内容はいずれもこの特別支援区域に関するものでございます。

まず、今御覧のページでは改正事項２点目を御説明申し上げます。今年の３月の審議会答申で、未整備地域と公設地域については翌年度の支援区域の指定判断の際に、それら地域から外れる場合のルールを明確化することが事業者の予見可能性を確保する観点から重要であると指摘されました。これは例えば、未整備地域で経営努力、営業努力等の下、光ファイバの世帯カバー率を５１％にした途端に未整備地域から外れ、事業者を取り巻く各種環境は変わっていないにもかかわらず交付金の算定対象から外れる可能性があるのではないかとの懸念が情報通信審議会における事業者ヒアリングの場で表明されたことなどを受けてのことであります。

そこで、未整備地域及び公設地域については特例を設けまして、それぞれの定義から外れる場合であっても一定の要件を満たすときは、引き続き未整備地域又は公設地域としての要件を充足するものと法令上みなすこととするものでございます。具体的には、未整備地域における事業者による新規整備や公設設備の民間移行を後押しする観点から、今御覧いただいている資料の下側の２つの黒丸でございますが、その町字が引き続き区域収支が赤字のままであり、世帯カバー率５０％超で１年を超えて役務提供を行う二者目が生じない限りにおいては、事業者については、引き続き未整備地域又は公設地域としての要件を充足するものとみなしていくようにするものでございます。

最後に、７ページ目を御覧ください。省令改正事項の３点目、大幅な赤字地域になります。

資料中、中央の図を御覧ください。日本全国約２３万２，０００の町字を一回線当たりのコストが安い順に横軸に並べた場合、そのコストが収入見込額、月額３，８６９円の緑色の横の線を上回る町字が全て赤字地域になります。緑色の縦の線で申し上げますと、それより右側が支援区域に該当することになります。この支援区域のうち、どこに大幅な赤字額として茶色の縦の線を入れるかが論点でございます。茶色の縦の線から右側が大幅な赤字地域となり、特別支援区域になるということでございます。

この大幅な赤字額の設定については、御覧の資料の一番下に抜粋いたしました、今年３月の情報通信審議会の答申の中で、「電話ユニバ制度の考え方を参考に」「総務省が設定することが適当である」と指摘されました。これを踏まえまして、総務省では、全国規模で事業を展開する事業者に、標準判定式に用います入力値について提案募集を行いました。そして、先週は、総務省の会議である「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会」で御議論いただきまして、一昨日には、これらを含めまして、情報通信審議会傘下の「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」において御議論いただき、有識者の御知見を賜りながら、検討、精査を深めて本日の省令案を整えてまいりました。具体的には、次のページを御覧頂ければと思います。

８ページ目になります。現時点で総務省が把握し得る情報を基に、町字ごとの一回線当たりのブロードバンドサービスに係るコストを試算した結果、資料中、左下の図のようになりました。横軸に累積の町字数を、縦軸に一回線当たりの月額コストを置いてい

ます。この茶色の線を御覧ください。大多数の町字は、一回線当たりのコストは低額になっておりますが、一部の町字において急激に一回線当たりのコストが高くなっていることが分かります。一見しますと直角に上がっているように見えますので、この図をさらに拡大したものがすぐ右側の絵になります。一回線当たりのコストを低い額から高い額に順に並べたときの、１８万町字目から２３万２，０００町字目以降をクローズアップしたものになります。御覧いただきますとおり、約２２万町字目辺りからグラフの傾きが顕著となり、その後急激に上昇していることが分かります。ここにはごく僅かな世帯数が存在する町字ですとか、海底ケーブル部門コストを抱える町字が多く含まれると推測されます。ブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、このようなコスト分布であるということを前提に大幅な赤字額の設定を行う必要がございます。

御覧いただいている資料、上から２つ目でございますが、電話ユニバ制度においてはベンチマークとして、現在、当面の措置として「平均費用＋標準偏差の２倍」が設定されております。これはこのベンチマークを上回る一回線当たりのコストが含まれる地域が全地域の上位４．９％になりまして、その上位４．９％の地域を高コスト地域として第一種交付金による補填対象としております。

翻ってブロードバンドユニバ制度について考えてみますと、電話ユニバ制度では、ＮＴＴ東西の局舎単位、全国７，０００で捉えているのに対して、ブロードバンドユニバ制度では町字単位で捉えておりますので、約２３万２，０００町字と膨大な数を抱える制度になります。しかしながら、大きな傾向としましては、特定の地域の一回線当たりのコストが非常に大きく出ているという点で近似しております。

上から３つ目でございますが、先ほどの緑色の線でありました平均収入見込額、月額３，８６９円を上回る町字、すなわち「支援区域」は、試算上、約３万３，０００町字であると見込んでおります。これに電話ユニバ制度の考え方を参考にいたしまして、「上位５％」を高コスト地域として捉えて考えてみますと、町字数では１，６６１町字となり、一回線当たりのコストは１万５，６５９円となります。そして、結論において、この線引きですと、ごく僅かな世帯数が存在する町字ですとか、海底ケーブル部門コストを抱える町字が多くこの対象に含まれてまいります。よって、上位５％を大幅な赤字地域の対象にするラインとし、この見込まれるコスト額１万５，６５９円から収入見込額３，８６９円を引き算しまして、大幅な赤字額を１万１，７９０円と設定したいと思います。

なお、次のページ、９ページ目を御覧ください。御参考になりますけれども、今回のこの御議論は左側に赤色であります「区域指定」に関する御議論でございまして、右側にあります「交付金・負担金の額の算定」とは異なるものでございますことを申し添えさせていただきます。

以上が本日の諮問内容でございました。

１０ページ目を御覧いただければと思います。今後のスケジュールを掲載してございます。本日の審議会における諮問内容については、パブリックコメントを実施することを御決定いただけましたら、その実施を経まして、７月末の当審議会で答申を得ることを希望するものでございます。答申をいただいた後は、８月末までの改正省令の施行を目指し各種作業を加速させる予定でございます。

以上になります。何とぞよろしくお願いいたします。

○大谷部会長代理　　御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などございましたらチャット機能を御利用いただきましてお申出ください。いかがでございますか。

○藤井委員　　藤井でございます。皆さん発言が無いようですので、一つだけ確認させていただければと思います。

８ページ、特別支援区域の指定で大幅な赤字額の設定の根拠を示していただきまして、ありがとうございます。値段的にもこのくらいのコストは大幅な赤字と十分言えるのではないかと思っています。それで１点確認ですが、５％というのは、平均収入見込額に対して赤字が発生しているうちの上位５％で計算されていると思ってよろしいでしょうか。

○大堀基盤整備促進課企画官　　藤井委員、御質問ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。支援区域上位５％という意味になります。

○藤井委員　　承知しました。今回この計算でよいのではないかと私は個人的には思っていますが、多分運用していくと、計算をした結果として偏りが出たり、いろんな課題が出てくるのではないかと思いますので、うまくこれを見直しながら進めていただくのが良いかと思われ、その点を留意して進めていただければと思いました。ありがとうございました。

○大谷部会長代理　　貴重な御意見ありがとうございました。ほかに御発言いかがでございますか。いろいろ複雑な制度でございますので、御質問などいただければと思います

が、よろしいでしょうか。

それでは、意見が無いとのことですので、本件につきましては、当審議会の議事規則第４条第１項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うこととといたします。本件に関する意見の招請は６月１４日の金曜日から７月１６日の火曜日までといたします。また、提供された御意見を踏まえまして、ユニバーサルサービス委員会におきまして、調査、検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大谷部会長代理　　ありがとうございます。よろしければ、その旨決定することとさせていただきます。

○大谷部会長代理　　皆様、進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以上で本日の審議事項は終了でございます。せっかくの機会ですので、委員の皆様から何かございますでしょうか。チャットには入っていないようですけれども、大丈夫でしょうか。ほかに何か事務局からございますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　　事務局でございます。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、引き続き皆様方よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○大谷部会長代理　　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。御参加ありがとうございました。

閉　　会